

平成26年度都道府県計画策定に向けての基本方針（案）

No.	基本方針	判断 類型	該当事業
1	施設整備事業は対象外とする。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・東北大学病院精神科デイケアの充実（東北大学病院） ・精神科病床地域移行推進事業（仙台医療センター） ・気仙沼市立病院附属看護専門学校移転新築事業（気仙沼市立病院）
	ただし、次の事業を除く。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・機能強化型大規模訪問看護ステーション施設整備事業（宮城県看護協会） ・仙南医療圏における看護師研修支援センターの設置（※調査検討費のみ） （宮城県医師会） ・看護師宿舎施設整備事業（国庫補助からの継続事業／宮城県） ・院内保育事業施設整備費補助（国庫補助からの継続事業／宮城県）
2	計画期間は1年とする。 ただし次の事業は複数年（2年）の計画とし、全体の基金充当額を今年度計画に一括計上する。	C	<ul style="list-style-type: none"> ・機能強化型大規模訪問看護ステーション施設整備事業（宮城県看護協会） ・仙南医療圏における看護師研修支援センターの設置（※調査検討費のみ） （宮城県医師会） ・看護師宿舎施設整備事業（国庫補助からの継続事業／宮城県）
	(1) 複数年にわたるハード事業（調査検討を含む）		
	(2) 県提案事業（今年度完了事業等を除く） ※国からの交付額が計画額を下回った場合には、県提案事業で調整する。		
3	事業対象期間は10月1日からの6か月間とする。 ※基金充当額は6か月間の所要額で算定 ただし、国庫補助からの継続事業は4月1日からの1年間とする。	D	
4	補助率は ハード1／2，ソフト2／3 を基本とする。		

No.	基本方針	判断 類型	該当事業
	※国庫補助からの継続事業は、病院内保育所運営事業を除き従前の補助率を適用する。 ただし、次に該当する事業はこの限りではない。		
	(1) 県内全域を対象とし、特に効果があると認められる事業（補助率 10/10）	E 1	・宮城県医師会地域医療包括ケア推進支援室（仮称）の設置・運営（宮城県医師会）
	(2) 収益性がなく、特に効果があると認められる事業（補助率 10/10）	E 2	・介護・福祉関係施設、在宅領域で働く看護管理者研修事業（宮城県看護協会） ・新人看護職員研修事業「新人看護職員合同研修」（地域開催）（宮城県看護協会） ・高齢者ケア施設で働く看護職の合同研修事業（宮城県看護協会）
	(3) 在宅医療を推進する多職種連携ネットワークの構築のため、特に効果があると認められる事業（補助率 10/10）	E 3	・在宅医療の充実に向けた協議会の設置と ICT による情報連携の推進（石巻市医師会） ・仙南地区地域包括ケア推進会議の設置と運営（仙南地域医療対策協議会） ・涌谷町地域包括ケアシステム確立検討事業（※会議経費のみ）（涌谷町）
	(4) 試験的事業・調査検討事業（補助率 10/10）	E 4	・在宅医療にかかる入院受け入れ体制の構築（宮城県病院協会） ・仙南地域で広く在宅医療を推進するための事業（仙南地域医療対策協議会） ・医科歯科連携推進事業（宮城県歯科医師会） ・仙南医療圏における看護師研修支援センターの設置（宮城県医師会） ・仙南地域の後方支援機関への搬送体制の整備（仙南地域医療対策協議会） ・仙南地区における急性期病院から後方支援病院への円滑な移動をめざす事業（仙南地域医療対策協議会）
5	「公」が実施する単年度あたりの総事業費 500 千円未満の事業は、少額事業として対象外とする。	F	・精神科医療機関ネットワーク参画支援事業（仙台医療センター） ・在宅医療用車両及びモバイル情報機器整備（栗原市病院事業（若柳病院）） ・看護職員の資質向上を図るための研修事業（大崎市民病院）



【事業区分別の基本方針】

事業区分	No.	基本方針	判断 類型
1. 病床の機能分化・連携のために必要な事業	1	「地域医療ビジョン」策定前であることから対象事業を国が示す事業例（1～6）に限定する。（それ以外の事業は対象外）	1a
	2	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備については、地域医療ビジョン策定後に対象とする。（今年度は対象外）	1b

事業区分	No.	基本方針	判断 類型
3. 医療従事者等の確保・養成のための事業			
(1) 医師の地域偏在対策のための事業 等	3	職員採用活動経費は対象外とする。	3a
(2) 診療科の偏在対策, 医科・歯科連携のための事業 等	4	分娩手当を支給する医療機関への補助は, 国庫補助からの継続事業「産科医等確保支援事業」に集約する。	3b
	5	医師招聘経費は対象外とする。	3c
(3) 女性医療従事者支援のための事業 等	6	学校(歯科衛生士養成所)の取組は, 国庫補助からの継続事業及び修学資金貸付以外は対象外とする。	3d
(4) 看護職員等の確保のための事業 等		職員採用活動経費は対象外とする。(再掲)	3a
		学校(看護師等養成所)の取組は, 国庫補助からの継続事業及び修学資金貸付以外は対象外とする。(再掲)	3d
	7	新人看護職員の研修は, 国庫補助からの継続事業「新人看護職員研修事業」で対応することとし, それ以外の事業は対象外とする。	3e
	8	認定看護師に関する研修は既存メニュー「認定看護師課程派遣助成(二期復興)」で対応することとし, それ以外の内容は対象外とする。	3f
	9	看護職員確保(学校・看護師宿舍整備・勤務環境改善事業を除く)の取組は, 国庫補助からの継続事業及び研修の実施以外は対象外とする。	3g
	10	看護職員宿舍整備の取組は, 国庫補助からの継続事業及び宿舍借り上げ以外は対象外とする。	3h
	11	勤務環境改善の取組は, 国庫補助からの継続事業及び医療勤務環境改善事業(県提案)以外は対象外とする。	3i
(5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等		勤務環境改善の取組は, 国庫補助からの継続事業及び医療勤務環境改善事業(県提案)以外は対象外とする。(再掲)	3i
	12	勤務環境改善関係の3つの事業(①医療補助者の配置, ②医療補助者を対象とした研修, ③医療勤務環境改善等相談窓口業務)は県提案事業として組み替え・集約する。	3j
	13	院内保育所の整備・運営は, 国庫補助からの継続事業に集約し, 追加・拡充する。	3k
	14	既存国庫補助事業「救急患者退院コーディネーター事業」と重複する事業は対象外とする。	3l